

診断書・意見書作成のお願い

武庫川女子大学・短期大学では、障がいなどのある学生に対して「障害者差別解消法」に基づき、修学上の合理的配慮の提供を行っております。

学生の修学に際しまして、本学所定の様式にて情報提供およびご意見をいただければと存じます。いただきました情報は、本学における修学上の合理的配慮を実施する目的のみに使用され、学生サポート室が責任をもって管理いたします。

大学における合理的配慮とは、教育の本質を変えず、過度な負担のない範囲で、障がいなどによる社会的障壁を取り除き、他の学生と公平に学習する機会を保障することを指します。この診断書・意見書は、学生が障害などによる不利益を被ることなく教育や研究を行えるよう、合理的配慮を検討するものです。

ただし、本学は通学制の大学であるため、対面の授業が前提となります。対人関係を伴うことや、広い空間で不安を感じやすい症状などのある学生の診断とご助言の際にはこのことをお含み頂き、ご判断いただけますと幸いです。

なお、意見書内で「治療での回復が見込まれる」とされた症状に対しては、可能な限り治療による症状軽減が優先され、そのうえで本学は合理的配慮を提供するものであるとご理解いただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先

武庫川女子大学 学生サポート室

住 所：兵庫県西宮市池開町6-4 6

メ ー ル：gaksapo@mukogawa-u.ac.jp

電話番号：0798-45-3794